

公証人による定款認証について

令和5年11月11日

事務局説明資料

公証人による定款認証について

制度の概要

- 株式会社等の設立には、法務局での法人設立登記に先立ち、**定款認証**（公証人による定款案の内容チェックと発起人等との面前確認）**が必要**（会社法30条及び公証人法26条等）。

【趣旨】①事業目的等から判断して法令上違法な株式会社の設立防止 → 定款案の文面審査
②発起人の意思の真正性の確保（なりすまし、名義貸しの防止） → 公証人の面前確認

- **定款認証が必要なのは、株式会社等の設立時のみ**であり、設立後の変更についての認証は不要。

※注 株式会社等の設立時にのみ認証が必要とされる理由（法務省からの聞取り）

① 他の企業形態（合同会社等）に比べ、株式会社では不特定多数の利害関係者の利益を保護する必要

② 原始定款が不適法であった場合、設立後の定款変更と比べ、設立無効や会社不存在など重大な法的効果が生じるおそれ

（出所：法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会）

- 発起人は認証手続を代理人（司法書士、行政書士等）に委任することができ、その場合、**公証人と発起人本人との面前確認は行われない**。

※注 代理人に対する面前確認の意味（法務省からの聞取り）

代理嘱託による場合には、公証人の代理人に対する面前確認に際して、代理人が作成したことの真正性に加えて、委任者から委任を受けていることや、その委任内容等についての委任者の真意を、代理人との直接のやりとりによって確認している。

（出所：規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーションWG）

これまでの改革

- 平成30年度 ウェブ会議システムによる面前確認の導入 [未来投資戦略]
- 令和3年度 手数料の引下げ（一律5万円 → 資本金の額に応じて3～5万円に） [規制改革実施計画]
- 令和5年度 「**デジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直し**を含め、**起業家の負担を軽減する方策を検討し結論を得た**」上で、必要な措置を講ずることとなっている。 [規制改革実施計画]

定款認証制度の実態

定款認証制度の実態

- 定款認証が義務付けられている株式会社等の設立は**年間約10万件**
- 半数以上の申請は定款案への指摘はなく、**最終的に認証に至らなかったのは0.5%**
- 平成30年以降利用が可能になった**ウェブ会議による面談の利用率は約10%**
- 面前確認にかかる所要時間は、**9割が15分以内**

公証人による**定款認証（面前確認）が必要**。
「実質的支配者」情報についても申告する義務

定款認証は不要。
実質的支配者についての申告も不要

株式会社等 約10万件 設立（年間）

合同会社等 約4万件

定款案への指摘の有無



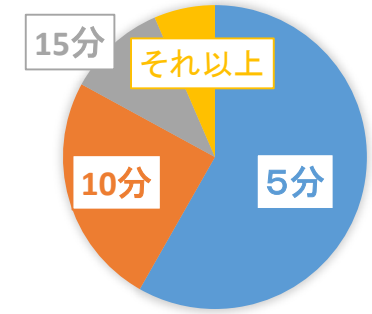
認証／非認証の件数



面前確認を受けた方法

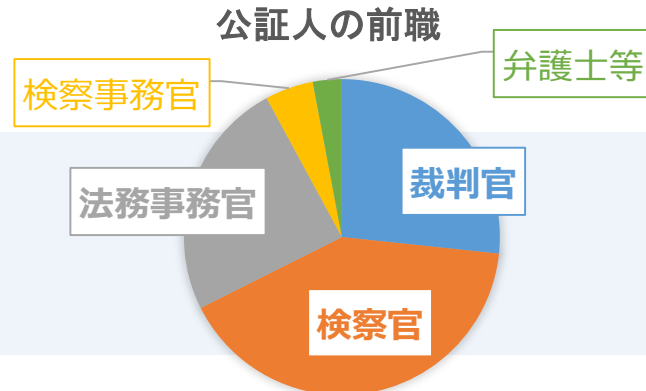


面前確認の所要時間



（参考）公証人について

- 公証人の年間手数料収入額は、**全国平均3,194万円**
- 公証人の年間手数料収入額（全体）に占める「**定款認証手数料**」は**2～3割**
- 公証人の前職は、**裁判官、検察官、法務事務官が9割以上**を占める



① 事業目的等から判断して法令上違法な株式会社の設立防止



- 適法性が確保された標準的な定款である「モデル定款」については、改めて、公証人による定款認証は不要ではないか。
- そもそも、会社設立時にのみ定款認証をしても、会社設立後には定款を自由に変更できるため、効果が限定されるのではないか。

② 発起人の意思の真正性の確保（なりすまし、名義貸しの防止）



- マイナンバーカードの活用等によって、「なりすまし」は防止が可能。
- 「名義貸し」については、刑事・民事による抑止もありうる一方で、公証人による定款認証が最適な手法であるのか検証が必要。

主な論点

- 公証人による定款認証は、不正な起業・会社設立の抑止の観点で、有効に機能しているか。起業家の負担・コストに見合う社会的便益をもたらしていると言えるか。
- 起業家の負担軽減のため、どのような方法が考えられるか。モデル定款やオンライン面談の活用、定款認証の対象範囲・手数料などの見直しが必要ではないか。
- 起業の促進と不正の抑止の両面を踏まえ、望ましい制度の在り方はどのようなものか。また、それに向けてどのように検討を進めていくべきか。